

法務省民二第2号  
令和2年1月9日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱い等について（依命通知）

標記については、本日付け法務省民二第1号当局長通達（以下「本通達」という。）において示されたところですが、これに伴う登記事務の取扱い等については、下記のとおりですので、留意願います。

#### 記

### 1 登記事項証明書への二次元バーコードの追加（第133条の2関係）

#### (1) 追加内容

申請人が電子申請をする際の物件情報（所在及び地番又は家屋番号）の入力の負担軽減を図るため、登記事項証明書に、電子計算機において不動産の所在地を管轄する登記所を識別するための情報（管轄登記所コード）、不動産番号及び作成の年月日を格納した二次元バーコードも記載することとされた。

また、一棟建物全部事項証明書及び一棟建物現在事項証明書については、登記事項証明書の余白とは別に自動で作成される別添の「区分建物（専有部分）家屋番号一覧表」に、二次元バーコードを記載し、登記事項証明書には記載しないこととされた。

#### (2) 適用時期

令和2年1月14日以降に作成する登記事項証明書から適用される。

### 2 受付シールへの二次元バーコードの追加（別記第49号及び第50号関係）

(1) 追加内容

受付番号の入力の効率化を図るため、受付シール（本通達による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号当局長通達）第32条に規定する申請の受付の年月日及び受付番号を記載した書面をいう。以下同じ。）に、受付年月日及び受付番号を格納した二次元バーコードも記載することとされた。

(2) 適用時期

令和2年1月14日以降に作成する受付シールに適用される。

3 不動産登記法（平成16年法律第123号）第23条第2項の通知（以下「前住所通知」という。）の様式の変更（別記第56号関係）

(1) 変更内容

登記情報端末において前住所通知書の作成及び出力が可能となったことから、これに伴い、前住所通知の様式が変更された。

(2) 適用時期

令和2年1月14日以降に作成する前住所通知書から本通達別紙の5の様式によることとする。

## 区分建物（専有部分）家屋番号一覧表

〇〇（地方）法務局

令和2年1月14日 発行

| 請求情報 |          | 県 郡 町 丁目 2-101 一棟の建物の全部事項証明書 |    |
|------|----------|------------------------------|----|
| 番号   | 二次元バーコード | 家屋番号                         | 備考 |
| 1    | 符号       | 2-101<br>(不動産番号)             |    |
| 2    | 符号       | 2-102<br>(不動産番号)             |    |
| 見本   |          |                              |    |